

事務連絡  
平成28年12月1日

地方厚生(支)局医療課  
都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)

都道府県後期高齢者医療主管部(局)

後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に  
記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、今般、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成28年厚生労働省告示第404号)が公布され、適用されることに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」(平成28年3月4日事務連絡)を次のように改正したのでお知らせいたします。

記

別表Ⅱに次のように加える。

191 末梢血管用ステントグラフト

① 標準型

B00219101

② 長病変対応型

B00219102

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

改正後

現行

(別表)

(別表)

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料  
 (フィルムを除く。)及び機能区分コード

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料  
 (フィルムを除く。)及び機能区分コード

機能区分		機能区分コード	
001~100 (略)			
191 採血血管用マニピュレーター			
(1) 標準型	0002	191	01
(2) 長径型対応型	0002	191	02

機能区分		機能区分コード	
001~190 (略)			
(新設)			